

令和2年1月24日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援かながわ 御中

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

### 申入書のご回答

標題の件、2019年12月23日付「申入書」に関し、下記の通りご回答いたします。

#### 記

#### 1. 第4条（求償権の事前行使）第1項（3）について

- 当社としては、第4条第1項（3）（以下、本項において「本件条項」という。）が一義的に消費者契約法10条に抵触するものとは考えていないものの、相続人に配慮し、2019年8月27日付で、横浜銀行カードローン保証委託約款（以下、「本件約款」という。）より本件条項を削除しております。
- これにより、「相続の開始」のみを理由とした期限の利益の喪失、遅延損害金の計上、保証会社からの代位弁済は行われなないこととなります。

#### 2. 第4条（求償権の事前行使）第2項について

- 当社としては、第4条第2項（以下、本項において「本件条項」という。）が一義的に消費者契約法10条に抵触するものとは考えておりません。また、実際の運用状況としましても、謙抑的に行われており、本件約款第4条に基づく事前求償権を行使することは非常に稀です。しかしながら、お客様へ配慮し、2019年8月27日付で、本件条項を末尾記載のとおり改定しております。
- 本改正により、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができます。

(※) 現行の本件約款におけるご指摘の条項は以下の記載となっております。

#### 第6条（求償権の事前行使）

1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。

①金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき

②保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき

③租税公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき

④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき

⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき

2. 保証委託者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、ローン契約に基づく債務または被保証債務について供託もしくは担保があると否とを問わず、求償に応じ、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しないものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

以上